

【 手術 】

103 院内感染防止措置加算の算定について

《令和6年3月29日》

○ 取扱い

- ① HBVキャリア又はHCVキャリアに対する第10部手術通則11加算（院内感染防止措置加算）の算定は、原則として認められる。
- ② 慢性肝炎又は肝硬変に対する第10部手術通則11加算（院内感染防止措置加算）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

第10部手術通則11加算（院内感染防止措置加算）については、厚生労働省通知*において、「HBs又はHBe抗原によって抗原が陽性と認められたB型肝炎患者」、「HCV抗体定性・定量によってHCV抗体が陽性と認められたC型肝炎患者」が対象患者である旨示されている。

HBVキャリアはHBs又はHBe抗原陽性の状態、HCVキャリアはHCV抗体陽性の状態であり、それぞれ、上記通知の対象患者に該当すると考えられる。

一方、慢性肝炎又は肝硬変の傷病名では、上記通知の要件に合致するか否か判断することはできない。

このため、当該加算について、HBVキャリア又はHCVキャリアに対する算定は原則として認められる。慢性肝炎又は肝硬変に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について